

平成 29 年度「東京手仕事」 特集ドキュメンタリー番組制作及び放映業務委託に係る仕様書

1 件名

平成 29 年度「東京手仕事」プロジェクトの特集ドキュメンタリー番組制作及び放映業務委託

2 目的

(公財) 東京都中小企業振興公社(以下、「公社」と言う)が推進する「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」のプロジェクトブランドである「東京手仕事」の国内への情報発信力を強化し、プロジェクト参画商品の理解促進及び認知拡大を図ることを目的とする。

3 「東京手仕事」プロジェクトドキュメンタリー番組の制作方針

(1) 放送時期

2018 年 3 月中

(2) 放送局 下記条件でのドキュメンタリー番組制作と放映が可能な B S 局

ア. 放送時間帯

曜日：土または日

時間帯：午前中または午後帯の 1 時間

※具体的な放送日程については、公社と別途協議の上決定するものとする。

イ. 放送回数

1 回

なお、本仕様書とは別に、平成 30 年 4 月以降、再放送を 2 回程度予定しているため、本件に再放送分の出演料が含まれる旨、出演者には事前に了承を得ること。

ウ. 視聴者属性

上記放送時間帯で 40 代以上の女性(「東京手仕事」プロジェクトの現主要顧客)をメイン視聴者層に有し、合わせて同年齢層の男性もサブ視聴者層に有すること

エ. 受賞歴

質の高い放送番組を提供する放送局として、下記 5 つの著名な賞のいずれかを過去 3 年以内に受賞していること

- ・民間放送連盟『民間放送連盟賞』
- ・放送文化基金『放送文化基金賞』
- ・放送批評懇談会『ギャラクシー賞』
- ・ATP『ATP賞』
- ・先進映像協会『ルミエール賞』

(3) ドキュメンタリー番組の検閲

ドキュメンタリー番組制作にあたっては放送局プロデューサーの検閲を受けること。

(4) 「東京手仕事」プロジェクトのブランドクオリティ維持および興味関心の喚起

現状の「東京手仕事」プロジェクトのブランドクオリティを維持しながら、「東京手仕事」

プロジェクトに関する興味関心を喚起し、理解促進を図っていくものにする。

4 委託内容

「東京手仕事」プロジェクトに参加する事業者を取材撮影するとともに、「東京手仕事」プロジェクト全体の取組みも撮影しながら、それらの内容をドキュメンタリー番組として映像化し、放映することとする。

(1) 「東京手仕事」プロジェクト関係者、支援事業者への事前取材（公社が指定する首都圏20事業者程度）

ア. 事業者への取材調整（20事業者程度への連絡）

事業者への取材に向けたアポイントを20事業者程度に連絡し、スケジュールを調整すること。

イ. 映像制作のための情報収集及び素材開発（20事業者程度の工房取材）

(A) 映像制作に向けて、20事業者程度の工房に取材に行き、事業者や工房、制作工程、商品の背景・ストーリー等の動画を撮影し、映像素材を収集すること。

工房取材に関しては、最低4名以上（プロデューサー1名（*1）、ディレクター1名、アシスタントディレクター1名、カメラマン1名）で対応すること。

(B) 必要に応じてロケバスでの移動対応をすること。

(C) 事業者の都合により、取材が複数回になる場合があることも考慮すること。

*1：過去に伝統工芸の映像の取材撮影経験を持つプロデューサーであること。実績の提出を求められた時には応じること。

(2) 「東京手仕事」プロジェクト20事業者程度のうち、5事業者以上への長期取材（各事業者最低10日以上取材）

ア. 長期取材の対象事業者（5事業者以上）の設定

(A) 事前取材を通して、長期取材の対象事業者となりえる5事業者以上を設定すること。

(B) 最終的な事業者は公社と相談の上、決定するものとする。

イ. 事業者への取材調整（5事業者以上への連絡）

最終決定した事業者への取材に向けたアポイントをとり、スケジュールを調整すること。

ウ. ドキュメンタリー映像制作のための長期取材撮影

(A) 映像制作に向けて、対象の5事業者以上に対して、それぞれ工房やその他イベントなど事業者に関する内容を長期取材し、映像素材を収集すること。

(B) 取材撮影に関しては、下記メンバー構成で対応すること

（プロデューサー1名、制作進行1名以上、ディレクター1名以上、アシスタントディレクター2名以上、カメラマン1名以上、ビデオオペレーター1名、録音担当1名以上、照明2名以上、ヘアメイク1名）

(C) 必要に応じてロケバスでの移動対応をすること。

(D) 以下機材を用意し、取材にあたること。

i. 4K以上、かつ、ハイスピード対応の動画撮影用カメラ（2台以上）

ii. CCDカメラ（接写時に使用予定）

- iii. 録音機材（コメント録り用として使用予定）
- iv. タングステン10キロ 2灯以上
- v. レフ板、背景サベージ（グレイと白）、スタンド、カポック5枚以上、鏡、黒ボード

(3) 東京手仕事の国内外イベントの取材（予定）

ア. 今後実施する国内外で開催される公社主催イベントの全てに関して、事業者の実演やワークショップ等、の取材を行うこと。

イ. 取材にあたっては下記メンバーで対応すること

（プロデューサー1名、ディレクター1名以上、カメラマン2名以上、録音担当1名）

ウ. 予定している国内外イベント

下記以外についても放映日を考慮し、公社と協議しながら決定すること。

(A) インテリアライフスタイルリビング展（2017年11月20日（月）～22日（水）の3日間の内2日間）

(B) 第2回東京手仕事商談会（2017年12月4日（月）の1日）

(C) マークスタイルトーキョーGINZASIX店販売会（2018年1月25日（木）～2月26日（月）の31日間の内3日間）

(D) 第3回商品開発会議（2018年1月5日（金）の1日）

(E) 第4回商品開発会議（2018年3月1日（木）の1日）

(F) 第3回商品開発アドバイザー会議（2018年1月11日（木）の1日）

(G) 第4回商品開発アドバイザー会議（2018年3月2日（金）の1日）

(H) HOMI展示会（ミラノ（イタリア）、2018年1月26日（金）～29日（月）の4日間及び前日設営1日の計5日間）

(I) 「The Japan Store ISETAN MITSUKOSHI Paris」で開催されるイベント（パリ（フランス）、2018年1月16日～2月3日の1日）

(4) ドキュメンタリー映像の制作

上記（1）～（3）の取材内容を用いて、1時間番組用ドキュメンタリー映像を制作すること。

(5) ドキュメンタリー映像の放映

放映局のプロデューサーや番組関係者と調整の上、(4)のドキュメンタリー映像を放映すること。

5. 受託者選定方法（プロポーザル方式業者選定）

上記「4 委託内容」を効果的に実施するための提案を以下の条件で行うこと。

(1) 受託者選定の流れ

ア. 公募

イ. 指名業者への通知

ウ. 提案書提出

エ. 審査会（書類及び面接）

オ. 受託業者の決定

※ ご提案いただいた価格及び内容に基づき審査させていただき、決定いたします。

(2) 提出書類の作成要領

ア. 提案書類の作成にあたって、「東京手仕事」事業紹介サイト (<http://tokyo-craft.jp/>) および

「東京手仕事」ブランドサイト (<https://tokyoteshigoto.tokyo/>) を参照し、事業目的に沿った提案書類内容とすること

イ. 提案書類内容

- (A) BS 番組放送局とその特徴・理由（放送局名・放送日時・放送局の視聴者属性・受賞歴等）
- (B) 番組制作スケジュール
- (C) 番組企画書：必要最低限下記項目を記載すること。
 - i. 番組概要：コンセプト、タイトル、ターゲット等
 - ii. 番組内容：キャスティング（コンセプト・理由や効果）・音楽等※提案したキャスティングは実施すること
- iii. 番組構成案（時間配分と内容を具体的に記載すること）
- (D) 実施体制図（責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること。映像編集に関して想定する編集・MAスタジオ等の施設、必要のある場合は撮影スタジオ等の施設も記載すること）
- (E) 過去3年以内のドキュメンタリー番組の制作実績
- (F) その他委託業務における自由提案書（予算限度内での提案）
- (G) 見積内訳（消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細記載、社名を伏せて記載）

ウ. 提案書（自由様式）は原則 A4 版とする。

エ. 応募者 1 社につき、提案内容は 1 件とする。

オ. 提出部数は正本 1 部、副本 6 部を用意すること。提案内容は会社名がわからないように作成すること。（会社名がわかる場合、失格となる場合があります）。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。

カ. 概算見積書（自由様式）は必要経費について項目ごとに明細を作成の上、総額を算出すること。

キ. 見積金額は税込 16,000,000 円未満で提出すること

6 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること

- (1) 東京都における平成 29・30 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「営業種目 116・映像等制作」で登録があり「C」以上に格付けされている者であること
- (2) 東京都における伝統工芸品の現状と課題および伝統工芸品の普及促進に関する十分な知見を有すること。また、本委託業務に関し、十分なノウハウを有している者であること
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

7 履行場所

公社が指定する場所

8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙2に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払方法

契約期間終了後、契約相手方の適法な請求により、30日以内に指定口座へ振り込む。

15 その他

この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。また、契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

16 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 城東支社 米澤・國分・広瀬
電話 03-5680-4631 FAX 03-5680-0710